

令和6年度 大阪府「建設業法」研修会

建設業許可の要件及び届出事項について

令和6年11月
大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室
建築振興課 建設業許可グループ

目次

1. 建設業許可の要件

(1)建設業法の目的

(2)許可の種類

(3)建設工事の種類と業種

(4)要件

①概要 ②社会保険等の加入について ③健保・厚年の確認書類

④雇用保険の確認書類 ⑤専任技術者の配置

2. 届出義務

(1)建設業者に課される届出義務の概要

(2)決算変更届の提出について

3. 建設業許可申請に関する各種手続きについて

1. 建設業許可の要件 (1)建設業法の目的

建設業法の目的を果たすもののひとつとして**建設業の許可**がある。

→ 建設業を営むにあたって守らなければならないルール

建設業法の目的 (第1条)

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

建設業の許可

施工能力・資力・信用があるものに限り
その営業を認める制度

施工能力

資力

信用



建設業者の
資質向上

1. 建設業許可の要件 (2)許可の種類

国土交通大臣許可
一般建設業
特定建設業

都道府県知事許可
一般建設業
特定建設業

◎大臣許可と知事許可の違い

大臣許可… 2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可

知事許可… 1つの都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者は知事許可

◎特定建設業と一般建設業の違い

特定建設業… 発注者から直接請負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、
下請代金の額（その工事の下請契約が2以上ある時は、下請代金の総額）が4,500万円（その工事が建築一式工事の場合には7,000万円）
（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）以上となる下請契約を締結して施工しようとする者が取得する許可

一般建設業… 特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可

1. 建設業許可の要件 (3)建設工事の種類と業種

建設工事の種類	業種
土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業

建設工事の種類	業種
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業

1. 建設業許可の要件 (4)要件 ①概要

- 1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして、国土交通省令で定める基準に適合する者であること
 - 1 - 1 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）、又は、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者がいること
 - 1 - 2 適切な社会保険に加入していること
- 2 専任の技術者がいること（資格・実務経験等を有する技術者の配置）
- 3 財産的基礎・金銭的信用を有すること（財産的要件）
- 4 欠格要件等に該当しないこと
- 5 建設業の営業を行う事務所を有すること

1. 建設業許可の要件 (4)要件 ②社会保険等の加入について

令和2年10月より社会保険等への加入が許可要件化されました。

⇒令和2年10月以降に加入の有無や事業所番号に変更があった場合は**変更届**をご提出ください。

健康保険

- 法人又は家族従業員を除く従業員が5人以上の個人事業主の場合は、原則適用事業所となります。
- 健康保険については適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合、適用除外承認を受けることができます（全国土木建築国民保険組合等）

※適用の判断は、お近くの年金事務所にご相談ください。

厚生年金保険

雇用保険

- 1人でも労働者を雇っている場合、法人、個人事業主の別なく適用事業所となります。
- 法人の役員、個人事業主、同居の親族のみで構成される事業所の場合、原則適用除外となります。

※適用の判断は、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

1. 建設業許可の要件 (4)要件 ③健保・厚年の確認書類

■ 健康保険・厚生年金保険

ア 健康保険（全国健康保険協会）に加入の場合

- 納入告知書 納付書・領収証書の写し
- 保険納入告知額・領収済通知書の写し
- 社会保険料納入確認（申請）書（受付印のあるもの）の写し
- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

イ 組合管掌健康保険に加入の場合

- （健康保険について）健康保険組合発行の保険料領収証書の写し
- （厚生年金保険について）上記アのいずれか

ウ 国民健康保険に加入の場合

- （厚生年金保険について）上記アのいずれか

令和2年10月1日から確認書類は提示ではなく提出となります。確認書類が添付されていないと受付することができません。

1. 建設業許可の要件 (4)要件 ④雇用保険の確認書類

■ 雇用保険

- 「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」の写し
- 「労働保険料等納入通知書」及び「領収済通知書」の写し
- 許可申請時直前の保険料納付に係る労働保険料等納入証明願
 - ※ 提出の目的が建設業許可に関する文言となっていることを、ご確認ください。
 - ※ 提出先が正しく記載されていることを、ご確認ください。
- 事業所設置届出後間もなく、保険料の支払いがまだ発生していない場合、下記の工又はオのいずれか 1 点
 - 工 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)
 - オ 雇用保険適用事業所設置届 事業主控 (提出先での受付済印)

令和 2 年 10 月 1 日から確認書類は提示ではなく提出となります。確認書類が添付されていないと受付することができません。

1. 建設業許可の要件 (4)要件 ⑤専任技術者の配置

建設業者は、

「一定の資格」または「実務の経験を有した者」を専任技術者として配置することが必要です。

また、専任技術者は、その営業所ごとに専任の者として常勤していることが必要です。

「実務の経験」とは、、

建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとします。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。

2. 届出義務 (1)建設業者に課される届出義務の概要

- 許可に係る建設業者は、許可を受けた内容に関する変更があったときは、決められた日数以内に国土交通大臣又は都道府県知事に届出書を提出しなければならない（建設業法第11条）
- 各種届出書類

事実発生後14日以内の届出

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更
専任技術者の変更
建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更
欠格要件に該当した場合
社会保険等の加入状況の変更

事実発生後30日以内の届出

商号又は名称の変更、営業所の変更（支店等の新設、廃止）
資本金の変更、法人の役員等の変更
支配人の変更、個人事業主・支配人の氏名の変更
廃業した場合

決算終了後4か月以内の届出

決算等に関する届出（決算変更届）

2. 届出義務 (2)決算変更届の提出について

■ 決算変更届の提出義務

決算終了後4か月以内に事業年度の決算内容等について、所定の書類で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出る必要があります。

建設業法第11条第2項

許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後4月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

建設業法第11条第3項

許可に係る建設業者は、第6条第1項第3号に掲げる書面その他国土交通省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後4月以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

■ 決算変更届の提出がない場合

- 個別に指導を行い、なお改善されなければ、建設業法に基づく監督処分を行うことがあります。(建設業法第28条)
- 決算変更届が提出されないと、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。(建設業法第50条)

3. 建設業許可申請に関する各種手続きについて

■ 各種申請や届出については以下の手引きをご参照ください

- 建設業許可申請の手引き
- 建設業許可変更等届出の手引き

上記手引きや申請・届出の様式は、以下の大阪府庁のHPからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kenkyoka/index.html>

■ 建設業許可に関する申請及び届出については、相談コーナーをご利用ください

【対面相談】（申請書類事前チェックサービスコーナー）

場所：建築振興課 申請会場内

相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

時間：午前9時30分～午後5時

※午後5時に終了しますので余裕を持ってご来庁ください。

【電話相談】

相談専用：06-6210-9735

時間：午前9時～午後6時

※ご相談の内容によっては、来庁をお願いすることがありますのでご了解ください。